



㊦平成 22 年度宅建主任者資格試験

試験日・平成 22 年 10 月 17 日 (日)

・ 郵送申込書配布期間

7/1(木)~8/2(月)

・ 申込受付期間

【インターネット受付】7/1(木)~7/15(木)

【郵送受付】7/1(木)~8/2(月) **当日消印有効**

㊦(財)不動産流通近代化センターより

「平成 22 年度不動産コンサルティング技能試験」の受験申込案内書の送付がありました。受験希望会員の方は支部事務室で申込書を準備しています。

~新理事紹介~

創業以来 11 年目にして初めて山形支部の役員になりました。まず与えられた仕事を庄司業務部長の基に、しっかりと遂行して行くことです。その上で一、支部の行事等に会員全員参加の方向性を工夫し実行する事。二、会員共通の問題等を取り上げて、その方向性を模索し解決のための実践をする事。三、所謂ブラック情報を共有化し防御する事。四、「法規制及び行政指導」等の是正及び緩和等の担当に就任できれば幸せと思っております。

(業務部 武田 謙一)

会員の皆様こんにちは。本年度からの 2 年間、当協会山形支部の運営に携わらせていただくことになりました翌檜宅建の塩野です。よろしくお願い致します。

今回の山形支部役員選挙において、ひとつ残念な事がありました。それは、理事 16 名に立候補者が足らず、無投票に終わった事です。

やっぱり自分達の協会、もっと盛り上げて行くんだという意識を持って欲しいと思うのです。特に若い会員の皆様に。そして 2 年後に私も又当選できるように努力したいと思います。

(業務部 塩野 伸)

<住宅用火災警報器等の設置について>

平成 16 年に消防法が改正され、戸建住宅やアパート、マンションなどに住宅用火災警報器などの設置が義務付けられました。新築住宅については、既に平成 18 年 6 月 1 日から住宅用火災警報器などの設置が義務化されています。既存住宅については、各市町村条例により平成 23 年 6 月までの間で設置義務化の期日が決められます。

<山形県の場合>

・ 住宅用火災警報器の設置義務化の時期
(既存住宅の義務設置開始年月日)

平成 23 年 6 月 1 日

・ 住宅用火災警報器の設置が必要な場所
寝室と階段室

住宅用火災警報器の取り付けは、持家の場合は所有者、アパートや賃貸マンションなどの場合は、オーナーと借受人が協議して設置する事になります。

~報 告~

・ 7/2(金) 取引主任者法定講習会

・ 7/8(木) 7 月定例理事会

報告事項 ①各部から

②その他

審議事項

1. 入会審査会のあり方について

2. 任意団体設立に向けた今後の対応について (総務部)

・ 7/13(火) 第 1 回業務部学習会 (参加者 24 名)

【予 定】

・ 8/13(金)~16(月) 夏季休業

・ 9/7(火) 9 月定例理事会

・ 9/26(日) 不動産フェア

★7/24(土) ビアパーティー!!

会場・山形国際ホテル 3階「富士」

受付 PM4:30~ 開会 PM5:00

会費 お一人 3,000 円

~多数の参加お申込み、ありがとうございました~

*当日は、酒気帯び運転防止のため、タクシー・相乗り等でお越し下さいますようお願い致します。

(編集担当/総務部 吉田 敬裕)